

福島市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 10 号

福島市公印規則の一部を改正する規則

福島市公印規則（昭和41年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表庁印の部福島市〇〇保育所印の項及び福島市〇〇認定こども園印の項中「幼稚園・保育課長」を「幼保支援課長」に改める。

別表職印の部福島市福祉事務所長之印の項中

「

方 22	福祉事務所長名をもつてする文書 （刷り込み用及び電子印用兼用）	生活福祉課長 障がい福祉課長 長寿福祉課長 介護保険課長 こども政策課長 こども家庭課長 幼稚園・保育課長
------	------------------------------------	---

を

」

「

方 22	福祉事務所長名をもつてする文書 （刷り込み用及び電子印用兼用）	生活福祉課長 障がい福祉課長 長寿福祉課長 介護保険課長 こども政策課長 こども家庭課長 幼保企画課長 幼保支援課長
------	------------------------------------	---

に改め、同部福島市

」

長職務代理者之印の項中「生活課長」を削り、福島市〇〇保育所長之印の項及び福島市〇〇認定こども園長之印の項中「幼稚園・保育課長」を「幼保支援課長」に改め、同部福島県福島市長之印（開発建築指導課用）の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部福島市長之印（福島市斎場）の項中「環境課長」を「環境衛生課長」に改め、同部福島市公共下水道管理者印の項中「下水道管理センター所長」を削り、同部福島市都市下水路管理者印の項中「下水道管理センター所長」を「下水道管理課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。